

Q

《財産管理について代理権を付与されている場合》

9

## 被補助人の預貯金の管理の仕方

- 1 最近は金利が低いので、元本割れの危険はあるものの、利回りがよい方法で運用してもよいでしょうか。
- 2 被補助人名義の預金がありますが、補助が開始された後、口座の名義変更等、何かをする必要はありますか。



A

- 1 投機的な運用は、原則として認められていません。低金利でも、元本が保証される安全確実な方法で管理してください。
- 2 被補助人名義の口座がある金融機関に対し、補助人が選任された旨を届け出てください。口座名義は、被補助人名義又は「甲 山 花 子 補助人 乙 川 太 郎」  
(被補助人名) (補助人名)  
という名義にしてください(ただし、金融機関によって取扱いが異なる場合があります)。

### 【被補助人の預貯金の管理】

補助人は、現在の被補助人の心身の状態や生活状況に配慮するだけでなく、将来的な被補助人の介護等を踏まえて、被補助人の財産を管理しなければなりません。したがって、危険を冒し投資して収益を図るよりも、安全確実な方法が求められます。

万一、損害が発生した場合は、補助人を解任される可能性があるばかりでなく、新しい補助人から損害賠償を請求される可能性もあります。

### 【口座の名義】

補助人に選ばれたら、その後の安全・円滑な取引のために、その旨を金融機関に届けるのが望ましいでしょう。併せて、口座名義を上記A2のようにしてください。これは、補助人の財産と被補助人の財産を明確に区別するためです。詳しくは各金融機関にご相談ください。

### 【管理の仕方】

管理にあたっては、自動引き落としや口座振替を利用し、通帳の取引履歴の余白に使い道をメモ書きしてください。通帳自体が出納帳の代わりとなります。また、口座が多数あると管理が大変です。特に必要がない限り口座を分散させず、預金保険制度(いわゆるペイオフ)の保護範囲を考慮しつつ、口座をまとめて管理するようにしてください。